



スノーモービル 合同パトロール

朝日庄内森林生態系保全センター

当センターでは、朝日森林生態系保護地域管理計画書において「保護林へのスノーモービルの乗り入れは自粛を求めるとされていることから、毎年春分の日前後から5月の連休までの期間パトロールを行っています。

パトロールを実施する月山地区は、スノーモービルの愛好者で結成された「自然を守るスノーモビラーの会」があり、自主ルール（月山特別ルール）を作り会員に遵守させている地区です。

今シーズンは、3月19日（日）が走行初日となったことから、



ルート等の打合せ

センター職員から保護林への乗り入れ自粛の要請と樹木への損傷防止の注意喚起を行うとともに、朝日山地のマナーガイドを

配布して保全の理解を求めました。この日は、山形県はもとより、秋田県、宮城県、福島県等から約40台のモビラーが集まりました。

また、3月25日（土）は、保護林へのスノーモービル乗り入れやトラックベルトによる樹木の損傷の確認を行うため、環境省羽黒自然保護官事務所、山形森林管理署と合同でパトロールを行いました。

当日は、国道112号の月山第一トンネル駐車場に集合し、



昨年以前の損傷跡

パトロールの目的やルートを確認した後、2班に分かれて行いました。パトロールの結果、保護林への乗り入れや樹木への損傷は確認されませんでした。

3月下旬に入り標高の高い箇

所では降雪が続き、パトロールの前日も新雪（約30cm）があったため、スノーモービルの走行は確認できませんでした。今後はスノーモービルの走行が終了した時点で樹木への損傷確認を行う予定としています。



損傷箇所にテープで標示

